

無断転載・複写等を禁じます



【2026 年最新】ミスを防ぐ！「年末調整」の要点と実務効率化の進め方

資料作成：税理士 石川 幸恵

目次

■ 1. はじめに	2
■ 2. 【2026 年度版】今年の年末調整で押さえるべき「変更点・法改正」	2
■ 3. 年末調整の全体スケジュールと業務フロー	4
■ 4. つまづきやすい「判断に迷うポイント」と対策	6
■ 5. まとめ	7

【2026 年最新】ミスを防ぐ！「年末調整」の要点と実務効率化の進め方

■ 1. はじめに

令和 8 年分の年末調整では、前年に引き続き、基礎控除や給与所得控除などについて重要な改正があります。また、生命保険料控除や年末調整後の事務についても変更があります。

年末調整事務については、申告書や控除証明書等の電子化も進んでいます。

そこで本レポートでは、令和 8 年分の年末調整における主な変更点を確認するとともに、年末調整のスケジュールや実務上判断に迷いやすいポイント、電子化を含めた業務効率化について解説します。

■ 2. 【2026 年度版】今年の年末調整で押さえるべき「変更点・法改正」

令和 8 年度税制改正では、基礎控除や給与所得控除など、年末調整に影響する改正が行われました。これらの改正は、令和 8 年 12 月 1 日以後に支払う給与等や年末調整から適用されるため、令和 8 年 11 月までの給与の源泉徴収事務への影響はありません。

（1）基礎控除の引上げ

今回の改正では、物価上昇に対応するため、基礎控除について 2 年ごとに消費者物価指数の上昇率を踏まえて見直す仕組みが導入されました。令和 8 年分の基礎控除額は次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額（令和 8・9 年分）
489 万円以下 (収入が給与だけの場合、665 万 5,556 円以下)	104 万円
489 万円超 655 万円以下	67 万円

(同 665 万 5, 556 円超 850 万円以下)	
655 万円超 2, 350 万円以下 (同 850 万円超 2, 545 万円以下)	62 万円
2, 350 万円超 (同 2, 545 万円超)	0 円

(2) 給与所得控除の最低保証額の引上げ

給与収入 220 万円以下の給与所得控除額が 74 万円に引き上げられました。給与収入が 220 万円を超える場合の給与所得控除額に変更はありません。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件
扶養親族 同一年計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 (収入が給与だけの場合、136 万円以下)
特定親族	62 万円超 123 万円以下 (同 136 万円超 197 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 (同 136 万円超 207 万円以下)
勤労学生	89 万円以下 (同 163 万円以下)

(4) 通勤手当の非課税限度額の引上げ

令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われる通勤手当について、片道 65km 以上の場合の非課税限度額が引上げられたほか、一定の駐車場・駐輪場等の料金について月額 5, 000 円を上限として非課税限度額に加算できるようになりました。

(5) 食事の現物支給に係る非課税限度額の引上げ

令和 8 年 4 月 1 日以後、食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、月額 3, 500 円から 7, 500 円に引き上げられました。

(6) 生命保険料控除

23 歳未満の扶養親族を有する場合、令和 8 年分及び令和 9 年分については、一般生命保険料控除の控除額が最大 6 万円に引き上げられます。これに伴い、生命保険料控除申告書の様式も変更されています。

共働き夫婦に 23 歳未満の扶養親族が 1 人いる場合には、夫婦ともにこの特例を適用することができます。

ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除を合わせた控除限度額は、特例を適用した場合でも 12 万円です。

令和 8 年分 給与所得者の扶

扶養親族の氏名(氏名) 氏名(氏名) 扶養親族の生年月日(生年月日) 生年月日(生年月日) 扶養親族の職業(職業) 職業(職業) 扶養親族の所得(所得) 所得(所得)		扶養親族の所得(所得) 扶養親族の所得(所得)
① 扶養親族の有無(有) ☒ (無) ☐ ② 扶養親族の氏名(氏名) 氏名(氏名) ③ 扶養親族の生年月日(生年月日) 生年月日(生年月日) ④ 扶養親族の職業(職業) 職業(職業) ⑤ 扶養親族の所得(所得) 所得(所得)	⑥ 扶養親族の所得(所得) ⑦ 扶養親族の所得(所得)	⑧ 扶養親族の所得(所得) ⑨ 扶養親族の所得(所得)

※ 扶養親族の氏名(氏名)に「氏名」を記載し、扶養親族の生年月日(生年月日)に「生年月日」を記載し、扶養親族の職業(職業)に「職業」を記載し、扶養親族の所得(所得)に「所得」を記載してください。

①23 歳未満の扶養親族の有無に応じて、「計算式Ⅰ」もしくは「計算式Ⅱ」により計算します。

②①で「有」とした場合には、23 歳未満の扶養親族の氏名等を記載します。

■ 3. 年末調整の全体スケジュールと業務フロー

(1) 9～10 月：今年の年末調整の準備を始めましょう

年末調整の電子化を検討している場合には、早めの準備が必要です。特にマイナポータル連携を利用する場合には、社員側にもマイナポータルの利用登録や、保険会社・金融機関等との連携設定など事前準備が必要です。今年から電子化したい場合には、遅くとも 10 月頃までには利用するシステムや提出方法を決め、社員への案内を始めておきましょう。

(2) 10～11 月：申告書等の提出・回収を始めましょう

配偶者や扶養親族等に収入がある場合には、その年の所得金額の見積額を確認してもらいます。特に特定親族特別控除の対象となる大学生年代の子などは、アルバイト先が複数あるなど、年間の収入見込額を把握しにく

い場合もあります。提出期限になって慌てないように、早めに収入状況を把握しておくよう社員に案内しておきましょう。

(3) 11～12 月：申告内容の確認・年末調整

提出された申告書と控除証明書等を確認し、不明点や記載漏れがあれば社員に確認します。その後、1 年間の給与額や源泉徴収税額を確定して年税額を計算し、給与等の支給時に過不足額を精算します。

(4) 1 月：給与支払報告書、法定調書の提出

令和 8 年分から給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出したものとみなされます。このため、給与所得の源泉徴収票を税務署へ別途提出する必要はありません。

ただし、報酬や不動産の使用料等、他の法定調書を提出する場合には、引き続き法定調書合計表と該当する法定調書を税務署へ提出します。

給与支払報告書は「eLTAX」を利用すれば、複数の市区町村への提出を一括して行うことができます。また、令和 8 年分以後については、「eLTAX」で提出された給与支払報告書の情報が、従業員の確定申告におけるマイナポータル連携の対象となります。

(5) 年末調整事務の電子化も検討しよう

年末調整事務の電子化というと、申告書の作成から年税額の計算、源泉徴収票交付や給与支払報告書の提出といった一連の手続き全てをデータで連携することをイメージするかもしれませんが、しかし、全てを一度に電子化しなくても、申告書の配布・提出・回収といった一部の作業を電子化するだけでも、業務の効率化につながります。

●国税庁の「年調ソフト」でできること、できないこと

国税庁では、年末調整手続きの電子化のため、「年末調整控除申告書作成ソフトウェア（年調ソフト）」を無償で提供しています。

年末調整手続の電子化に向けた取組について

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#soft_dl

「年調ソフト」は社員が控除証明書等のデータを取込み、各種控除申告書を作成して勤務先に提出するためのソフトです。控除額の自動計算なども行われるため、社員の記入ミスや勤務先での確認作業の削減が期待できます。作成した申告書を PDF で出力して印刷することもできるため、給与計算ソフトとのデータ連携を行わない場合でも利用できます。

一方、年調ソフトには会社側で年末調整をする機能はありません。申告データをそのまま利用して年税額を計算し、源泉徴収票を作成するためには、勤務先の給与計算ソフト等が年調ソフトからのデータ取込みに対応している必要があります。

■ 4. つまづきやすい「判断に迷うポイント」と対策

（１）年の途中で死亡退職した人などの年末調整

令和 8 年度税制改正による基礎控除の引上げや給与所得控除の最低保証額の引上げは、令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年分の所得税から適用されます。

そのため、令和 8 年中に死亡により退職した人や、海外転勤などにより非居住者となった人などで、令和 8 年 11 月 30 日以前に居住者としてその年最後の給与の支払を受け、その際に年末調整を行う場合には、改正前の基礎控除や給与所得控除を適用します。

（２）配偶者に給与所得以外の所得がある場合等の所得金額の確認

●公的年金等に係る雑所得

配偶者が公的年金を受給している場合、公的年金以外に所得がなければ、配偶者控除を受けられる年金収入は 65 歳未満で 122 万円以下、65 歳以上なら 172 万円以下となります。

パート収入など他の所得がある場合には、それぞれの所得金額を合計して判定します。

●退職所得

配偶者が退職金を受け取った場合、所得税の配偶者控除等の適用の判定には、退職所得も含めた合計所得金額で判定します。

一方、住民税では退職所得を除いて判定するため、所得税では配偶者控除等を受けられなくても、翌年度の住民税では受けられる場合があります。

このような場合には、給与支払報告書の摘要欄に、配偶者の名前と退職所得を除いた合計所得金額を記載します。頻繁に生じるケースではありませんが、記載が漏れると住民税の配偶者控除等が適用されない可能性がありますので、注意しましょう。

（３）住宅ローン控除の「調書方式」について

住宅ローン控除では、令和 6 年以降、金融機関の対応状況に応じて、順次「調書方式」への移行が進んでおり、当面は従来の「証明書方式」と「調書方式」が混在します。

調書方式の場合、住宅ローン控除申告書の「住宅借入金等の年末残高に関する事項」欄に年末残高があらかじめ記載され、金融機関からは年末残高証明書は交付されません。

このような住宅ローン控除申告書が提出された場合に、社員に再提出を求めないよう注意しましょう。

■ 5. まとめ

令和 8 年分の年末調整についても、改正内容を確認し、早めに準備を始めることが大切です。近年の改正により年末調整の計算や判定は複雑になっていますが、こうした複雑な計算や判定はむしろ電子化との相性がよいともいえます。

一方、年末調整事務の電子化には会社側の準備だけでなく社員の協力も必要です。年末調整の直前になって、今年から電子化しようとしても準備が間に合わないことがあります。全てを一度に電子化する必要はありません。申告書の提出・回収など、自社にとって負担の大きい作業から取り入れることも検討してみましょう。

【著者プロフィール】石川 幸恵（いしかわ ゆきえ）



税理士。石川幸恵税理士事務所所長。金融系 IT 企業でのシステム開発業務を経て、税理士業界へ転職。平成 29 年に税理士登録・独立開業。中小企業の法人税や消費税の相談に専門的に対応し、事業承継や相続の課題解決も支援。著書に『気になるギモンを解消！ 小さな会社の消費税 Q&A』（清文社）。